

地方公共団体金融機構 代表者会議委員の選任について

地方公共団体金融機構法第14条に基づき、地方公共団体金融機構に置く「代表者会議」の委員の内、本年3月末日で退任された神野直彦元委員の後任として、下記のとおり選任する。

記

地方公共団体金融機構代表者会議委員 (地方公共団体金融機構法第14条第2項第2号委員)	
ほりば いさお 堀場 勇夫	青山学院大学経済学部教授

(参考) 地方公共団体金融機構法 (抜粋)

(代表者会議の設置及び組織)

第十四条 機構に、代表者会議を置く。

2 代表者会議は、第一号に掲げる委員及び第二号に掲げる委員各同数をもって組織する。

一 都道府県知事、市長又は町村長のうちから、都道府県知事、市長又は町村長の全国的連合組織がそれぞれ選任する者

二 都道府県知事、市長及び町村長以外の者で地方行財政、経済、金融、法律又は会計に関して高い識見を有するものうちから、都道府県知事、市長又は町村長の全国的連合組織がそれぞれ又は共同して選任する者

3 委員の定数は、六人以上十二人以内において定款で定める。